



平成 27 年 4 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社 J C U
代表者名 代表取締役会長兼 C E O 粕谷 佳允
(コード番号 : 4975 東証第一部)
問合せ先 執行役員
管理本部長兼総務部長 粕谷 多聞
(TEL. 03-6895-7001)

内部統制システム構築の基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 24 日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針の一部改定について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、改定箇所は下線で示しております。

記

内部統制システム構築の基本方針

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすため、「企業理念と企業行動基準」を定め、それを全役職員に周知徹底させる。
- (2) コンプライアンス全体に関する総括責任者として管理部門担当取締役を任命し、総務部及びコンプライアンス部がコンプライアンス体制の推進及び問題点の把握に努める。
- (3) 事業活動又は取締役及び従業員等に法令違反の疑義のある行為等を発見した場合、速やかに相談・通報する窓口を設置し、通報者の保護を徹底した内部通報制度を整備する。
- (4) コンプライアンス部は、コンプライアンスの状況を監査する。
- (5) 社会秩序や健全な企業活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、所轄官庁及び関連団体と協力し毅然とした態度をもってその排除に努める。また、不当要求が発生した場合の対応統括部署は総務部とし、警察、弁護士等とも連携して対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、定められた期間保存及び管理する。
- (2) 取締役又は監査役からの閲覧の要請があった場合、速やかに、本社において閲覧が可能となる場所に保管する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理に関する総括責任者として管理部門担当取締役を任命し、各部門担当取締役ともに、リスク管理体制の整備に努める。
- (2) 事業に関するコンプライアンス及び各種リスクに対し、それぞれの担当部署にて、規則、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う。
- (3) コンプライアンス部は、リスクの管理状況を監査する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務の執行状況の監督等を行う。
- (2) 環境変化に対応した会社全体の将来ビジョンと目標を定めるため、中期経営計画及び単年度の経営計画を策定する。
- (3) 取締役の職務権限と担当業務を明確にするとともに、その責任者を定め、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保する。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社の「企業理念と企業行動基準」に基づき、当社子会社と一体となったコンプライアンスの推進を行う。
- (2) 経営管理については、「関係会社管理規程」に基づき、子会社から適宜報告等受け、また子会社業務が効率的に行われるよう適切な管理を行う。
- (3) コンプライアンス部は、「内部監査規程」に基づき、子会社のリスク管理の状況等子会社に対する内部監査を行う。

6. 監査役を補助する使用人の体制及びその補助する使用人の独立性の確保並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保

- (1) 監査役がその職務を補助する使用人を置くことを要請したときは、取締役会は監査役と協議の上、職務を補助する使用人を置くとともに必要な協力を行う。
- (2) 監査役を補助する使用人はその職務に関して監査役の指揮命令のみに服し、取締役等から指揮命令を受けないこととする。
- (3) 当該使用人の人事評価は監査役が行い、人事異動、懲戒その他の人事に関する事項の決定には監査役の同意を得る。

7. 当社及び子会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制並びに報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社グループに重大な損失を与える事項及び違法行為や不正行為を発見したとき、その他監査役が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、「内部通報管理規程」に基づく方法等により、当社の監査役に報告する。
- (2) 監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、重要な報告を受ける体制をとる。
- (3) 当社及び子会社は、監査役へ報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役は、監査役と相互の意思疎通を図るための定期的な会合を行う。
- (2) コンプライアンス部は、内部監査の状況報告を、監査役に対しても、定期的及び必要に応じて行い、相互の連携を図る。
- (3) 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (4) 監査役は、必要に応じて、会社の費用で法律・会計の専門家を活用することができる。

9. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

- (1) 金融商品取引法に基づく内部統制報告制度に適正に対応するため、総括責任者として管理部門担当取締役を任命し、コンプライアンス部が当社グループの内部統制体制を強化する。
- (2) 構築された内部統制体制の適切な運用により、有効かつ正当な評価を受けうる財務報告を行う。

以上